

清須市第1次地域福祉計画 策定方針案

1 計画策定の趣旨

人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、地域をともに創っていく、地域共生社会の実現に向け、「清須市第1次地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、次のような位置付けの計画です。なお、本市の最上位計画である「清須市総合計画」と整合を図るとともに、保健福祉関連の各種計画の上位計画として位置づけます。

- 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画
- 「社会福祉法」第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を記載したもの。(今後検討)
- 社会福祉協議会が中心となり、市民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を包含した計画

■社会福祉法（抜粋）

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■成年後見制度利用促進法（抜粋）

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■再犯防止推進法（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）
 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間として定めます。
 （第1次策定期間は令和5年度から令和6年度の2か年）

■計画期間

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
清須市総合計画			第3次										
清須市地域福祉計画 地域福祉活動計画			第1次										

4 策定の体制

本計画は、地域住民や庁内関係部署、多様な関係機関等の参画により策定します。

区分	内容
市民アンケート調査	市内18歳以上の2,000人を対象とし、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施する。
活動者アンケート調査	市内で地域福祉に関する活動している活動者等を対象とし、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施する。
関係団体ヒアリング調査	市内で地域福祉活動を行う団体・組織を対象とし、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施する。
市民ワークショップ	市民を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施する。
パブリックコメント	計画素案が完成した時点で、ホームページ等により計画に対する住民意見を募る。
策定委員会	地域福祉に関する機関、団体等から構成し、計画の策定に関する検討を行う。
庁内検討組織	市・社協の地域福祉に関する課から構成し、計画の策定に関する検討を行う。

■策定の体制

